

成年年齢が18歳に 引き下げられました!



ライフパルマスコットキャラクター
パルくん

民法の改正により、2022年（令和4年）4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
〈生年月日によって新成人となる日が異なります〉

2002年（平成14年）4月1日以前に生まれた方



20歳の誕生日をもって新成人

2002年（平成14年）4月2日から2004年
（平成16年）4月1日の間に生まれた方



2022年（令和4年）4月1日をもって新成人

2004年（平成16年）4月2日以降に生まれた方



18歳の誕生日をもって新成人

今後は、成年年齢に達する（18歳になる）と、親権者の同意を得なくても、自分の意志でさまざまな契約ができるようになります。一方で健康面の影響や青少年保護の観点から20歳になるまでできないこともあります。

できるようになること

- 携帯電話を契約する
- 賃貸契約
- クレジットカードをつくる
- ローンを組む
- 10年有効パスポートの取得 など



20歳まではできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う など



成年年齢に達する（18歳になる）と*「未成年者取消権」が行使できなくなり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して、責任を負うのも自分自身になるということなのです。さらには、新成人を狙った悪質な業者もいますので注意しましょう。

*「未成年者取消権」：未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合に、その契約を取り消すことができる権利

消費者トラブルに巻き込まれたら 相談しましょう

- 消費者ホットライン 188
- 大分市市民活動・消費生活センター（ライフパル）
Tel.097-534-6145

大分市
LINE



ライフパル
消費生活啓発ページ



国民生活センター
若者の消費者
トラブル紹介ページ

